単　位　事　務　名

特　地　勤　務　手　当

（「特地勤務手当に準ずる手当」の項参照）

〈コード〉０３０７

根拠及び参考法令	鹿児島県職員の給与に関する条例　【職員給与条例13条】 鹿児島県学校職員の給与に関する条例　【学校職員給与条例第７条の２】 鹿児島県学校職員の特地勤務手当等に関する規則　【昭和46年３月17日規則１号】 特地勤務手当等の運用について（通知）　【昭和46年３月17日鹿教管第838号】 給与関係コード表（職コミ・ライブラリ掲載）　【県発行】 鹿児島県給与データ収集・配信システムマニュアル　【平成25年5月企画部情報政策課】 給与事務処理要綱　【平成５年12月24日会計課長通知】 フルタイム勤務の再任用職員（学校職員）の手当等について 【平成14年６月５日教職員課給与係長通知】
項　目	処　理　方　法
支給要件	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する高等学校又は特別支援学校として教育委員会が人事委員会と協議して定めるもの（以下「特地学校」という）に勤務する学校職員には，特地勤務手当を支給する。　【給与条例第７条の２】
特地学校及び支給割合	別表（第２条，第３条関係）

所在地	高等学校・特別支援学校	級別区分	支給割合
大島郡徳之島町 大島郡　知名町 大島郡　与論町	鹿児島県立徳之島高等学校 鹿児島県立沖永良部高等学校 鹿児島県立与論高等学校	６級地	２５／１００
奄美市 大島郡瀬戸内町 大島郡　喜界町	鹿児島県立大島北高等学校 鹿児島県立古仁屋高等学校 鹿児島県立喜界高等学校	５級地	２０／１００
奄美市 大島郡　龍郷町	鹿児島県立大島高等学校 鹿児島県立奄美高等学校 鹿児島県立大島養護学校	４級地	１６／１００
西之表市 熊毛郡中種子町 熊毛郡屋久島町	鹿児島県立種子島高等学校 鹿児島県立種子島中央高等学校 鹿児島県立中種子養護学校 鹿児島県立屋久島高等学校	３級地	１２／１００

※　再任用職員(フルタイム勤務)には支給されない。

項　　目	処　　理　　方　　法
手当の月額	特地勤務手当の月額は，給料（調整額を含む）と扶養手当の月額の合計額に，特地学校の級別区分に応じ支給割合を乗じて得た額である。【規則第３条】 １円未満の端数があるときは，その端数は切り捨てる。【規則第７条】
支　　給	手当の支給については，給料支給の例による。
減額支給	条例附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給される学校職員である者（特定学校職員） 給料月額×支給割合×０．５／１００ 最低号給に達しない場合 給料月額減額基礎額（給料月額－職務の級の最低号給の給料月額）×支給割合 【規則附則２項】
休職者の特地勤務手当	特例法第14条の適用を受け，又は準用を受ける場合（結核休職），及び公務上負傷し又は疾病にかかり地方公務員法第28条第２項第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは，その休職の期間中全額支給できるが，それ以外の場合は支給されない。
日割計算	次の事由が月の中途で発生した場合，日割り計算を行う。 ①　採用 ②　離職 ③　異動 ④　停職 ⑤　休職 ⑥　組合専従 ⑦　育児休業
電算報告	１　新規採用及び異動による報告は，支給率が自動設定されるので必要ない。 ２　「給与手当報告書２」を使用する。